

令和8年1月15日
総合企画部水政課
043-223-2276

水道料金減免支援の実施について

県では、国の重点支援地方交付金（県分）を活用して、県営水道の料金減免を行うとともに、これを機に経費節減に併せて取り組みます。また、市町村等が運営する県内水道事業体における水道料金の減免を支援するため、交付金を交付します。所要額について、令和7年度2月補正予算（案）に計上するなど、実施に向けて準備を進めていきます。

1 県営水道

（1）減免対象

主に一般家庭で使用されている口径（13、20、25mm）の水道料金

（2）対象世帯数の規模 約150万件

（3）減免率 20%

（4）実施期間 4か月（令和8年7月～10月検針分を予定）

さらに、マイポータルに登録し、契約情報（お客様番号、ネット手続用確認番号等）を紐付けすることで、紙の納入通知書等を不要とされたお客様については、減免期間を2か月延長し、6か月減免します。

※「マイポータル」とは、スマートフォン等で手軽に使用水量や請求金額の確認などができる、お客様専用WEBページ(<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/myportal.html>)です。



2 県内水道事業体

以下の減免実施に必要な財源を県から各水道事業体に交付します。

なお、減免対象、実施期間等の内容は、各水道事業体の状況によります。

※ 水道事業体のほか、地下水等の自己水源のみで住宅に水を供給する専用水道設置者に対して、専用水道料金の減免を支援する市町村も対象となります。

(1) 減免対象

主に一般家庭で使用されている口径（13、20、25mm）の水道料金

(2) 対象世帯数の規模 約136万件

(3) 減免率 20%

(4) 実施期間 4か月

○減免の効果（県営水道の例）

口径	モデルケースの月額料金（減免前）	4か月減免額
13mm	使用水量8m ³ /月で月額1,100円	約900円
20mm	使用水量20m ³ /月で月額3,870円	約3,100円
25mm	使用水量30m ³ /月で月額7,960円	約6,400円

※モデルケースの月額料金は、令和8年4月1日以降の料金表を用いて試算。